

問1 改正介護保険法の附則では、既に要支援認定を受けている居宅要支援被保険者については、更新時まで予防給付を受けられることとなっているところ、市町村の判断によりその認定更新の時期を待たずに一斉に総合事業に切り替えることは可能か。またその際、被保険者の同意等を要することになるのか。

(答)

ガイドライン案・1「(2) 総合事業の多様な移行の推進」において多様な移行の実施例をあげているが、既に給付によるサービスを利用している者に関し、ある時点をもってすべての者を予防給付から総合事業に移行することは可能であるが、ガイドライン(案)P69「(3)介護予防ケアマネジメントにおける留意事項」にてお示ししているとおり、利用者への丁寧な説明とその理解・同意を得て、サービスを提供することが重要である。

なお、総合事業への移行により、新たに介護予防ケアマネジメントや地域支援事業によるサービスの提供を受けることとなるので、事業所と被保険者との間に介護予防ケアマネジメント、地域支援事業によるサービスの提供に係る契約等が必要となることに留意されたい。

※給付によるサービス利用から事業によるサービス利用への切り替えに係る介護予防ケアマネジメントの依頼の届出の取扱いについては、平成27年1月9日版Q&A第4問6を参考されたい。

担当：老健局振興課法令係 (内線 3937)

問2 円滑な事業への移行について、エリアごとの移行が例示されているところ。ここでいうエリアとはどのようなものか。日常生活圏域に限られているのか。

(答)

日常生活圏域の他、広域連合の市町村ごと、あるいは政令市の行政区ごとなど、一定規模のエリアを想定しているが、市町村の判断により適切に設定されたい。

担当：老健局振興課法令係 (内線 3937)

問3 市町村が総合事業について実施を猶予せず平成27年4月から実施するが、円滑に移行するため、総合事業によるサービスを希望した方のみ利用できるようにしたとき、利用者が総合事業の利用を希望しない場合には、要支援認定の有効期限によっては、平成30年3月まで介護予防給付が継続することになるが、この理解で良いか。

(答)

総合事業の段階的な実施例として、「初年度は総合事業によるサービスを希望する者以外は予防給付を継続」する例を挙げているが、これは予防給付の受け皿の整備等のために要する期間を移行後1年間と想定し、お示ししているものである。

その中で、ご質問のような方法で総合事業に移行した場合、結果的にお尋ねのような事例が発生することはあり得るものと考えている。

なお、いずれにしても、平成29年4月からは市内全域で総合事業を実施することが必要であり、平成29年4月以降は新規の利用者については総合事業を利用し、既に予防給付を受けている利用者については要支援認定の有効期間が切れたタイミングからケアマネジメントを通じて予防給付から総合事業に移行することとなる。

担当：老健局振興課法令係 (内線 3937)

問4 新総合事業において市町村判断で給付制限を実施する場合、新様式の被保険者証にその旨を記載して差し支えないか。

(答)

総合事業において給付制限に相当する事業を行う際には、事業所において給付制限対象者であることを判別することができるよう、何らかの形で給付制限に相当する事業の対象者である旨を表示する必要があるものと考えており、貴見のように、被保険者証にその旨を記載することにより対応することも一つの案であると考えている。

担当：老健局振興課法令係 (内線 3937)

問5 給付制限について設定した場合、被保険者証と負担割合証の裏面記載の変更や不服申し立ての
教示等は必要となるのか。

(答)

貴見のとおりであり、総合事業においては各市町村における給付制限に相当する事業の内容に応じて、
適切に記載の変更及び教示等を行っていただきたい。

担当：老健局振興課法令係 (内線 3937)